

平成20年度補正予算の主要事項 (主な労働施策の抜粋)

第1 雇用支援対策の強化

99億円

(参考：平成21年度概算要求額556億円)

1 非正規雇用対策等の推進 28億円

(1) 日雇派遣労働者等の安定就職支援、職場定着指導 6.8億円

日雇派遣労働者等の安定した就職を実現するため、ハローワークに特別の相談窓口を設置し、担当者制による一貫したきめ細かい職業相談、職業紹介等の支援を行う。

(2) 非正規労働者の雇用安定 21億円

①フリーター等の常用雇用化支援の拡充 7.2億円

ハローワークにおいて、就職氷河期に正社員になれなかつた若者（年長フリーター（25～34歳）、30歳代後半の不安定就労者）等について、試行雇用（トライアル雇用）奨励金や、トライアル雇用の後に常用雇用した企業等に対する助成金を活用しつつ、担当者制による一対一の相談・助言、フリーター向けの求人の確保、職業紹介、就職後の職場定着指導など常用雇用化のための一貫した支援を実施する。

②ジョブ・カード制度の整備・充実 9.7億円

職業訓練期間中の生活保障のための給付をすることができる制度や、ジョブ・カード制度の実践的な職業訓練等への「橋渡し」となる基礎的な導入訓練を創設する。

また、ジョブ・カードセンターにキャリア・コンサルタントを新たに配置し、企業等の要請に基づきキャリア・コンサルティングを実施することにより自社内の非正規労働者の正社員転換等を支援する。

③パートタイム労働者の均衡待遇の確保

パートタイム労働者の均衡待遇の確保や正社員化を推進するため、パートタイム労働者の正社員への登用、短時間正社員制度の導入等を行う中小企業への助成を拡充する。（制度要求）

④住居のない不安定就労者等に対する安定的な雇用確保のための総合的支援の推進 85百万円

常用就職へ向けて就職活動を行うネットカフェ等で寝泊まりする不安定就労者等に対して、職業相談、職業紹介等の機能を強化するとともに、民間住宅入居初期費用等の貸与を新たに行うことにより、安定した就職の実現を図る。

⑤大都市圏における非正規労働者の就労支援体制整備 3.4億円

三大都市圏（東京、愛知、大阪）に非正規労働者就労支援拠点として、「非正規労働者就労支援センター（仮称）」を設置し、安定した就職に向けた様々な支援をワンストップで提供する。

2 中小企業の雇用維持等への支援 69億円

(1) 事業活動に悪影響が出ている中小企業の雇用維持への支援 45億円

原材料高等により事業活動に悪影響を受ける中小企業の雇用維持の取組を支援するため、雇用調整助成金の事業活動の縮小要件の緩和（例：最近6か月の生産量10%以上減少の要件を、経常利益が赤字かつ最近3か月の生産量が減少に緩和）や、助成率の引上げ（3分の2→5分の4）などを行う。

(2) 雇用情勢が厳しい地域における雇用確保・就労支援対策 25億円

①地域再生中小企業創業助成金（仮称）の創設

雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域において、当該地域の重点分野に該当する事業分野で創業する事業主等に対し、創業経費及び労働者の雇入れについて助成を行う。（制度要求）

②地域雇用創造実現事業（仮称）及び雇用創造先導的創業等奨励金（仮称）の創設

8. 6億円

雇用創造に意欲的に取り組んでいる地域において、雇用創造に大きな効果が得られる地域ブランド商品の開発、販路開拓等の新たな取組に対する支援を実施する。

また、当該地域内で新たに先導的な事業を開始する創業者等に対し、創業等に要した費用の一部を助成する。（制度要求）

③離職者訓練の重点的な実施 5. 7億円

雇用面における地域格差を解消し、景気悪化に伴う雇用面への悪影響に歯止めをかけるため、雇用失業情勢の特に厳しい地域における失業者に対し、民間教育訓練機関等を活用した離職者訓練を実施する。

④国と道県の共同による就職支援事業の実施 11億円

雇用失業情勢の厳しい地域において、国が実施する職業相談・職業紹介と道県が独自で実施する就職支援のための講習、面接会、企業体験等を一体的に実施する拠点を設置した就職支援の充実・強化を図る。

3 女性の就労支援 77百万円

○ マザーズハローワーク事業の拡充 77百万円

早期再就職を希望する子育て女性等に対して、地方公共団体等との連携の下、総合的かつ一貫した就職支援を実施するマザーズハローワーク事業について、その事業拠点を拡充する。

4 高齢者の就労支援 39百万円

○ 65歳以上の高齢者を雇い入れる事業主への支援 39百万円

特定求職者雇用開発助成金のメニューに、65歳以上の高齢者を雇い入れる事業主に対する支援を加えるほか（制度要求）、65歳以上の高齢者を試行的に雇用する事業主に対する支援を実施することにより、高齢者の安定した就職の実現を図る。

5 障害者の就労支援

1. 1億円

(1) 中小企業に対する障害者雇入れ支援の拡充

障害者を公共職業安定所等の紹介により雇い入れた中小企業事業主に対する助成の拡充（例：身体・知的障害者を雇い入れた事業主に対する助成期間を1年間から、1年6か月に拡充）を行うことにより、障害者の雇用を促進する。（制度要求）

(2) ハローワークの機能強化による障害者の就職・職場定着支援 1. 1億円

ハローワークの就労支援機能を強化するため、障害者専門支援員を拡充（現行227名から297名）し、障害者に対して、関係機関と連携した「チーム支援」等によるきめ細かい職業相談、職業紹介等を通じた安定就職に向けての支援を行うとともに、就職後の職場定着指導等を徹底する。

第2 医療・年金・介護強化対策

4 介護サービスの確保

○ 介護人材の確保及び定着の促進、雇用管理の改善等

介護分野の事業主に対して介護業務未経験者の雇入れ等に要する経費の一部を助成することなどにより、介護分野における良好な雇用機会の確保等を図る。（制度要求）